

平成22年度第2回庄内町スポーツ振興審議会議事録

平成22年7月15日（木）庄内町総合体育館にスポーツ振興審議委員を招集した。

- 1 出席した委員は次のとおりである。
齋藤 禎、横山 修、高山 恒雄、遠田 照勝、梅木 武、村井 太郎、
長南 和幸
- 2 欠席した委員は次のとおりである。
土門 敦、大友 誠二、堀江 信
- 3 出席した職員は次のとおりである。
社会教育課長 吉田 健一
スポーツ振興係長 阿部 浩、主任 成田 響
- 4 審議事項は次のとおりである。
協議 八幡スポーツ公園の管理体制について
- 5 審議会の内容は次のとおりである。

（14：00開会）

会 長 どうもご苦勞様でございます。第二回目のスポーツ振興審議会ですが、今月の2日ということで最初にご案内しましたが、出席者が過半数に達しなかったという状況であり、本日15日に変更させていただいたことをまずお詫び申し上げたいと思います。八幡スポーツ公園管理体制について意見を求められているところでありますが、第二屋内多目的運動場については前回、ほぼ意見の集約をみたのかなと思います。今回は屋外のスポーツ公園の管理体制について皆様のご意見をいただいて、できれば今日で意見の集約をしたいと思います。

社教課長 それでは早速ですが、次第の3番の協議に入りますが、座長を会長のほうから御願いたいと思います。

会 長 それでは、今日10名の委員中7名の出席があり、過半数に達しておりますので審議会成立をしますので開会したいと思います。協議に入る前に議事録署名委員の選任を私のほうからさせていただきたいと思います。横山修委員、遠田照勝委員に御願いたいと思います。それでは協議に入りますが、八幡スポーツ公園の管理体制について、前回、事務局のほうから説明をいただいております。前回欠席者もおりますが、資料も手元に届いていると思いますので意見交換に入らせていただきます。まずは、梅木委員、村井委員前回欠席ですので何かご質問等あればお願いします。

委 員 欠席した自分にだけ資料が届いたのかと思い、私も勉強してきました。

会 長 それでは皆さんからご意見等ございましたら、はじめに管理人の配置について、ということでご意見をいただければと思います。自由にフリートーキングという

形で進めたいと思いますのでよろしくをお願いします。

委員 モニターで監視をするという多目的運動場の考え方がスペース的に、また設計の内容として、既存の多目的運動場はモニター監視でよいと思うが、フリーのウォーキングコースとかあるので、中学生などの異常行動とか心配はないのか。大丈夫だろうという事務局の判断ですか。

ス振係長 資料の問題点のところに記載しているが、そのような心配もあると思うので、皆さんの意見をお聞きして、今後の対応を考えたいということです。

会長 前回ふれたと思うが、3町歩のスペースですので囲ってがっちり鍵を掛けてということだと公園の要素がなくなる、公園の趣旨に反すると思うので、ウォーキングコースは開放ということになると思うが、ソフトボール場、サッカー場については、施錠をしたら、という意見がありました。モニターについては、何箇所ぐらい設置すればよいのか、必要なかもふくめて整理する必要があると思うが、何箇所予定しているのか。

ス振係長 何箇所かについては、これからの実施設計で詰めていくこととなります。前後しますが、資料の説明をしたいと思います。

(資料説明)

会長 ちょっと先走って先に進んでしまいましたが、前回、屋内の多目的運動場につきましては、常時開放する場合は管理人を置いたほうが良い、管理人を置かない場合はウォーキングスペースは常時開放するにしてもアリーナについては施錠するというところで話を進めたところでございます。また、カウンターや記録簿を置いて入館者数の把握に努める、ということも意見として出ています。それから、使用料については、既存の屋内多目的運動場と同等とするのが望ましいが、他施設との比較をし、料金の見直しも検討する、ということで前回話し合われたかと思います。当日のキャンセルについてもキャンセル料の設定も検討する必要があるのではないかと、ということで前回、話し合いがなされたと思います。そういったことで今、係長から資料の添付させてもらいました。この資料で減免の対象が載っているが、夜間照明について減免して悪いという記載はどこにもないが。

ス振係長 減免規定が条例では町が特に認めたときと簡単な表現しかないので、当初、これを策定するとき別形で整理されたものがあるかは別にして、この資料で関係者には説明している。

会長 であれば、夜間照明も減免の対象にすべて含まれるのではないですか。

ス振係長 そのように誤解を受けるとすれば、夜間照明については別だとわかるように記載する。

会長 皆さんから資料について何かありませんか。

委員 今度できる第二屋内多目的運動場については管理人を置かないという考えか。

ス振係長 当初はそのような形で設計に向かったのかと思いますが、やはり課題もいく

つかありますので、前回の審議会でも意見をいただいたが、その際は、管理人を置けるのであれば置いたほうが良い、という結論だったかと思います。先ほど会長も申しましたように、置けないとすれば施錠すると、ただ施錠するにもウォーキングのフリースペースがあるのでそこまで施錠するにはまた別の課題がある。これからは教育委員会として内部で検討する必要があるが管理人を置く手立てをしていくのか皆様の意見を踏まえて検討したい。

会 長 屋内についてはやはり置いたほうが良いというのが前回の大勢の意見だったが、屋外のスポーツ公園については今日話しあうわけですが、管理人を置くとして施錠して入れないようにするのかその辺もあると思います。

委 員 屋内運動場だけでなく屋外も話し合うということか。

会 長 屋外のスポーツ公園が出来るのはまだ先だが、その管理体制も決めないと設計に影響する部分もあり、意見を求められています。

委 員 笠山野球場はグラウンドゴルフ場も含めてどこかで鍵を借りて行って、管理人は置いていないのか。

ス振係長 管理人は置いていなくて、狩川公民館もしくは総合体育館から鍵を借りていく。ただ、野球場に入るだけであれば鍵がなくともいつでも入れるが、本部席とか物置から道具を出したいという場合には鍵を狩川公民館もしくは総合体育館から鍵を借りていく。

委 員 野球場には自由に入れるということは鍵をかけられないのか。

ス振係長 鍵は掛けられるが、かけていない。

委 員 鍵というよりも脇から入れる。開いている。あの大きいところは搬入口であり、普通、野球をする場合は1塁と3塁のダッグアウトの脇が1メートルぐらい開いている。

委 員 そうすると、立川の笠山グラウンドはオープンだということなら、スポーツ公園も似たような管理も考えられなくもない。笠山グラウンドがうまくいっているとすれば。

会 長 何か不便とか事故とか問題はないですか。

ス振係長 事故はないが、早朝から使いたいというような場合、狩川公民館は朝8時半からしか開かないので、その場合はたとえ立川の利用者であっても総合体育館に鍵を前日に受け取りに来てもらう。そういう意味では利用者には若干の不便はあると思うが、そういう時は理解が得られるように利用者には説明対応している。

会 長 外野をグラウンドゴルフで使うことはあるか。

委 員 大きな大会のときは笠山、楯山、野球場の3つを使い24ホールとして使う。

会 長 大会のときは鍵なくとも外野には入れるのか。

委 員 大きな大会の際は開いている。搬入口のところから大勢の選手が入る。

委 員 ライト側に大きく開くところがあり、大会の際は使っている。

会 長 今のところは、笠山は管理人を置かなくとも利用者に少し不便はあるが、管理上の問題はないということか。

ス振係長 我々としては笠山グラウンドに限らず、立川の施設は体育センター、体操センター、テニスコート、すべて無人管理であり、狩川公民館の協力体制としては鍵の受け渡しと一部料金授受だけです。そういう面では問題はあると思っており、管理人をおきたいということで予算要求はしているが、査定で教育委員会でもっと整理検討してこいということで実現していない。

会 長 それは利用者から問題があるのか、職員体制、公民館で問題なのか。

委 員 ひだまりは鍵を開ける人と鍵を閉める人は地元の方で、8時半になるとひだまりの臨時の管理人がくる。トイレ掃除は8時半以降に来る管理人がする。我々は当初、オープンしたとき、そういうシステムでやっていたが、ただ鍵開ける人はいないということで一時期やめていたが、新しいトイレが出来たものだから、またそのシステムが復活した。その地元の方に聞くと自分は鍵を開けるだけなのだという。いまいる管理人は5時半までしかいないので、それ以降もグラウンドゴルフに来る人が一杯いるので、管理人を9時ごろまで置けばいい。

ス振係長 鍵を開ける地元の方の管理はスポーツ振興係でないもので。

社教課長 十六合公民館なので社会教育係で。

会 長 あそこは夜間照明はないのか。

委 員 あるけども半分しか使えない。三川のほうに行く道路にもう一本あると両面使えるが、今は公園のほうにしかない。

会 長 競技用の照明ではないのではないのか。外の明かりでプレーしているのではないのか。

ス振係長 いずれにしてもひだまりは管理人を置いているが、立川の施設は置いていない。問題としては何かあったときに我々が総合体育館から駆けつけなくてはならない。すぐに対応できない。去年は、笠山グラウンド野球場で、ナイター利用しにきたら照明が付かないとか、使い方がわからないとか、夜7時過ぎに我々が呼び出されることが何度かあった。社会教育課の補佐が近くにいるので協力してもらっているが、そういう意味でも体育センターや体操センターなどそれぞれの施設に管理人をおく必要はないと思うが、狩川地区にある体育施設を見回り、利用受付もするような管理人は一人は必要だと思っている。

会 長 ガードマン、警備保障でだめなのか。

ス振係長 利用受付もしてもらうことを考えると警備保障では。

委 員 ひだまりだが、鍵だけ開ける管理人を廃止したのに、なぜまた。鍵だけ開ける役割の割には、その方が、臨時の管理人や我々にあそこが汚れているとか、入り口汚いとかいろいろ言う。

会 長 ひだまりについては建物の管理人とグラウンドゴルフ場の管理人はちがうとい

うことでないのか。

ス振係長 ただ、そのトイレを鍵を開ける地元の方が掃除してくれるかというところとそうでなく、トイレ掃除は臨時の管理人がしている。そういう意味では、社会教育課内部でも整理する課題がある。

委員 その辺が行政のおかしなところだ。同じ屋敷の中なのに、ここは違うとか。そういうのは無駄だからいらんということと前にその人も歳でやめたいということだったから、これからはいらんのでは、ということになった。

会長 グラウンドゴルフ場については特殊だと思うが、今ある施設の現状を見て、スポーツ公園の管理体制はどうあるべきか、ということですが、入り口は2箇所あるが車止めとか入れないようにする設備は考えていないのか。

ス振係長 入り口道路側にはないが若干入っていくとある。

委員 平日は体育館に職員いるわけなので管理人はいらん。ただ土日祝日にどうするか。

会長 車止めはあるが車だけ入れないようにするだけであって駐車場には行けるわけですね。当然、下のほうも田んぼに来る耕作者のために止めるわけにはいかない。

社教課長 ここの中間地点だけ車止めで行けなくする。

委員 本当は駐車場が問題だ。農家の人もということであれば話は違うが、名取市に行ったとき、その施設全部の入り口が正面一箇所からでなければ入れないという施設で野球場からサッカー場から、あの管理の仕方はいい。

会長 今のところは管理人を置かないでモニターで監視するということだが、モニターはどのぐらい必要か。

委員 駐車場にはモニターは入らないのか。

ス振係長 その辺はこれで決まったわけではなく追加購入地のこともありますし。

委員 前回欠席して申し訳ないが、議事録を読ませてもらって、大変だなあと思っているが、第二屋内については集約されたということだが、もともとの原案は管理人は置かないということと設計に入ったということのようだが、どこの施設でも最近では人件費コストを削減するというのが第一優先でそこが根底にあるのか、とにかくお金の問題で人の面でのコスト削減を図るというのが大前提にあるのか、または、それもあるけども、業者管理、安全上の管理や防犯上の管理だけでなくて施設そのもののメンテナンスを含めた管理を民間業者に、コストダウンをはかるといふことならば許容されるというようなものが根底にあるのか、これを作ろうとした大前提としていつでも使えるようにするというのからおして、逆に管理するのは管理人を置くのは難しいというのが根本にあるのか議事録を見てわからなかったものでその辺がわかればと思います。私ども高校では利用者の立場から言えば、来るとすれば部活でしか使わないので、部活で使うとすれば学校管理下のこととして必ず顧問が引率してくるので安全上の問題とか利害関係はないが、一般的な社会教育施設と

して、と考えれば人的な削減を図ったことによって、静岡県海浜青年の家が指定管理になって半年であんな事故が起こるのか、と最近引っかかっている、その辺をもしわかればお聞きしたい。

会長 事務局では管理人の予算要求はしているが予算がつかないということだと思いがその辺詳しく。

ス振係長 スポーツ公園についてはまだできていないので予算要求していない。第二屋内についても今の段階で、予算要求してきた経過はない。

社教課長 第二屋内は既存の屋内多目的があって、その中で総合体育館の管理下で管理人もおかずにやってきたということもあったもので同じように管理できるというスタンスできたものと思う。

会長 ただ既存の多目的は団体に利用する人がくるが、第二屋内多目的運動場はウォーキングスペースがあるので誰でも、一人でも来ていつでも歩けるという状況にするには施錠しておくのは好ましくないという意見だったのでそのことの対応はどうするのか、ということで少し意見が違ったところがあるが、管理人を置いたほうがよいのではないか、ということで前回は整理をした。

委員 屋外のサッカー場やソフトボール場と一緒に第二屋内の管理の話をする、管理の仕方が違う。

会長 一緒になくて。屋外スポーツ公園の管理体制でお話し願えれば、と思う。

委員 屋外だとすれば、管理人は置かなくてよいと思う。朝と夜の短時間の施錠のためのことは必要だが、普段は管理人はいらない。屋外なので屋内と違って歩いている人から見える。屋内は中の様子がわからないが、歩いている人が管理人みたいなもので管理人を置かなくともあまり問題はないと思う。ひだまりも最初悩んだ。看板も何もたてなかった、芝だし、犬を放す。処理をしていけばよいが、放す人はそのような気持ちの少ない人である。それでだいぶいろいろあって、もしあったら飛んで行って注意するなどしてきて、今は問題はない。そういう意味からすれば、屋外スポーツ公園にも看板をたてるなどしてやれば問題はないと思う。

会長 モニターで監視するということはどうか。

委員 いろいろなスポーツをするための道具は置いていないのだろう。サッカーのゴールはあるだろうが、ソフトのベースだって片づけるのだろう。モニターで監視するまでのことはない。

委員 モニターを事務室で見ているなんてことはできないだろう。

委員 サッカー場は県内でも二つしかないという素晴らしい施設だとすればサッカー場には施錠してもらったほうがよい。

会長 サッカー場の入口はどこなのか。

委員 ベンチとベンチの間である。まだ施錠するしないというところまで基本設計ではない。

会 長 入口がスライドドアだとか、鍵をかけることはできると思う。その辺の管理体制だとすると、体育館事務室で利用受付した人しか入れない。一般の人が遊んだりすることができないがそのあたりの兼ね合いはどうか。

委 員 県内1だということだが、普通の人が1人ではなく、3～4人でも使用させるのか。

ス振係長 これからの整理次第だが、3～4人であっても今でも各体育施設に申し込みがあれば使用させている。

委 員 確認ですが赤い波線のところ（図面上）はフェンスなのですか。

委 員 いちばん外側の線はフェンスではない。

委 員 右の上のところにフェンスBL=22.9mとあるのが赤い波線のところにあるので確認しておきたい。

委 員 区域、境界線の線である。

委 員 あくまでもフェンスはサッカー場ならサッカー場の周り、ということでよいのか。

会 長 サッカー場は防球ネットと兼務か？

ス振係長 前回の資料で鳥瞰図を出しているが、それをみていただきたい。ただ、前回説明しましたが、通路等に直角になっているところが、ソフトボール上の外野フェンスの曲線に合わせて緑地を残したりなど、若干変更となる箇所がある。

委 員 前から気になっていたが、立派な施設だというのはわかるし、管理上、フェンスなども場合によっては必要だというのは理解するが、多くの人から利用していただきたいとなったときに大きな大会などを開催するということがあるが、観客の人がどこでどうみればよいのか、とこの図をみると思う。選手の方々は立派なところでプレーできるのでよいが、大会が大きくなればなるほど付いてくる保護者の方とか観客の方は選手の何十倍もいるわけだが、その方々はフェンスに囲まれた中でどこにどう配置されてみるのかな、と思う。

ス振係長 経過としては限られた用地の中でどう整理するかということで、サッカーとソフトの関係者の方から何度か集まっていただき調整してきた。ソフトボールからは当初はすり鉢状にして観覧席を設けてほしいと、椅子席とかそういうのでなくともよいので斜面に座って見れるようにしてほしいという意見があって、その前提でレイアウトを検討すると多目的広場が取れなくなるということでソフトボール連盟に話ししたところ、すり鉢にしなくともよい、ということになった。サッカー場については、やはり観客席というような話も出され、当初、サッカー場については設計競技の時からこれだけ広く確保する予定ではなかった。ただ、観客のほか、当然、試合でチームが使うテントとか立てる場所ということで3方は5メートルの余裕が必要だということと、もう一方のテントを置くソフトボール場側は10メートル余裕を持たせてくれということでその意見を反映し設計している。なのでその余白の

ところの限られたスペースの中ではあるが、観戦できる、ということであった。サッカーの要望を聞いたために駐車場が若干狭くなったというところはある。

会長 これまでの経過からいとなかなかスポーツ公園構想が進まなかったということも根底にあって、まずは、観覧席のある施設でなくてもよい、ということできた。最初から観覧席のある立派なものでなくともよいということが正直なところですよ。まずは協議できる良い施設を造ってほしいという経過があってそういったスペースがとれなかった。体育協会としての要望でもそうだし、前のスポーツ振興審議会でも立派な観覧席はらないということで進んできた。今の長南委員のような意見ができるのもっともだと思えますが。

委員 私はこのサッカー場とソフトボールのできるこのスペースだけが別途あるとすれば、管理人は必要だと思うが、すぐそばに総合体育館があるわけで、そこにスタッフが集中しているわけなので、この総合体育館の中での管理体制を隣接する新しい第二屋内多目的運動場の管理もあわせて行うという形で行ったほうが現実的なのではないかと思う。

社教課長 先ほど長南委員の質問にあった図面右上のフェンスBL=229mというのは、左側の説明欄を見ると高低差のある敷地境界ということで右側との段差にフェンスをつけて落ちないようにする、というものだと思うが、偶然、赤の波線と重なってしまったようだ。

会長 これまで、フェンスと言って話してきたのはフェンスというのは防球ネットと考えてよいのか。

ス振係長 良いと思うが、ソフトボール場の外野フェンスはソフトボールのルールに基づくフェンスである。

会長 ソフトボール上の外野フェンスより下の防球ネットが我々が感覚的に言ってきたフェンスというとらえ方でよいのだろう。

委員 サッカー場の防球ネットは全面ではないですよ。左の説明で773mとなっているが。

ス振係長 ソフトボール場側にはサッカー場としての防球ネットを張る予定は基本設計ではしていない。

委員 整理すると、3つのグラウンドスペースがあるが、他の所にいかないように3つに区切る。ただ、ソフトボール場とサッカー場との間には防球ネットがないと危ないが、ソフトボール場側につけて兼ねる。サッカー場は防球ネットは三方のみであるが、残る1面にはフェンスをつけようという考え方も基本設計の段階では検討している。ただ、施錠という話であれば、それなりのフェンスは必要となる。

委員 サッカー場は人工芝で、土に弱く、土をつけた状態で入ってダメという話なので、サッカー場に関してはカメラか何かをつけないと管理できない。フェンスだったら飛び越えたりして犬を放す気だったらできてしまう。ソフトボール場だったら

町民グラウンドと同じで管理はかまわないと思うが、サッカー場に関しては天童に次ぐ2番目のサッカー場で土が入っては困るという話だったので、前回、体育館の事務室からスポーツ公園までいったい、体育館から見えるといっても研修室が事務室ではないので常には見えない、それに対して総合体育館職の職員が一回一回研修室まで来て覗いて管理できるか、という話になったと思う。

会長 そういった経過はあるが、その中で、土に泥をつけてサッカー場に入る人はいるか。土の部分はソフトボール場で、ドロドロのグラウンドには多分入らない、他に泥だらけでサッカー場に入るというのはないのでは。

委員 可能性としてはサッカーは多少の雨でもやるので、多目的広場で別のチームが練習をするということは十分にあると思う。

会長 それは、利用者自分たちであるが、たとえば関係のない人が泥足で入って土を置いていくというようなことはどうか。

ス振係長 多目的広場は町長にも言われているが、常にオープンでみんなが使える広場ということで言われている。ソフトボール場も常にオープンでいいのでは、ということも言われたことがあるが。

委員 基本的に周りはオープンですよ。駐車場もウォーキングロードもあるわけでオープン、サッカー場とソフトボール場の間の通路は入ってほしくないということで車止めがあるのは当然のことと思う。

委員 このサッカー場、モンテの試合を呼ぶことはできないだろう。天童しかないから2番目か1番目になるというのは当然で。

ス振係長 人工芝なのでプロはできない。練習もできない。ただ、この人工芝については、モンテのほうでも庄内地域に人工芝のグラウンドを、という考えがある。モンテのユースとか段階があるが児童の子たちが練習する環境として、天然芝だと養生だとか雨の日や夜は使えない、ということがあるが、夜でも天候にも左右されず使える人工芝のグラウンドを庄内地域にも、と言われている。モンテの庄内統括の菅原さんにはこのレイアウトは見せている。また、11人制でなくて、8人制のサッカーがグラウンド2面取れる。それによって、子供たちの大会とか菅原さんの言葉を借りれば500人規模の大会が招聘できるので協力しますよ、と言われている。

委員 そうということだと、このサッカー場ができれば町民からかなり批判が来ると思う。たとえば係長がこれがモンテの菅原さんから言われたと、それはおかしい。

ス振係長 それは、モンテの菅原さんから言われたからということではなく、基本はスポ審の答申の中で人工芝のグラウンドを、ということでは始まっている。

委員 スポ審でなくサッカー協会でなかったのか。最初のスポ審というのは、向陽台も含めてすごい広さの話だったがそれがだめになってなんとかサッカーやソフトボール、ということで現在グラウンドがないという発想だろう。

会長 スポーツ公園構想が出た時は、東京軽電気の跡地利用ということもあって、そ

の部分の面積があった。

委員 あのスポ審の答申というのはゼロに戻せばよかったのだ。それを町長も議員もそうだがせっかく答申出ているのに、ということを引きずっている。

会長 スポ審では一定の整理をして、前の答申は白紙に戻して、ただし、当時のスポ審の答申をたたき台にしてこういった案を練り直している。白紙に戻したのは戻している。400mの陸上競技場もあり、テニスコート6面もあった、セミナーハウスもあった。こういったものを全部白紙に戻して再度検討した結果、人工芝のサッカー場とソフトボール場ということで進んできたわけですので白紙に戻して新たなものと理解いただければと思います。

委員 サッカーをメインにした多目的、ということだった。

会長 もともとから言えばサッカーだけでない多目的、サッカーをメインにした多目的、ということでスタートしている。

ス振係長 このサッカー場について、ラグビーのポストもたてられるようにということで、昨年のスポーツ振興大会で意見があり、設計では検討してもらっていますし、空いていれば、平たんなコースにはなるがグラウンドゴルフもできる。

会長 確かに泥を落とさずきれいに使いたいということもわかるが、一般の町民が自由に入って運動できるというそういった運動場としての兼ね合いをどうするか、たとえば鍵をかけて申し込みをしないと使えないということになるとフリーにきた人たちが運動することは不可能になる。そのことをどう整理するか。

委員 できるのであれば、いま言ったとおりの専門のサッカー場ということでなく、一般の人でもグラウンドゴルフでも何でもいから使ってくれというように多目的な要素をもったグラウンドだということにしないと、できてからいろいろ言われるわけだから、モンテを持ってくるためのグラウンドを作ったのではない、ということにしないと危険だ。

会長 係長が言ったのは、モンテの菅原さんから意見を聞いたということであって、モンテありきということではない。

委員 グラウンドゴルフもできるのなら平らではあるが最高だ。

委員 多目的広場をオープンにした状態でやはりそういう人工芝で管理体制が必要なものについては予約で、ということにしたほうがよいと思う。

委員 サッカー場ですよ、ということではないのか？

委員 メインはサッカー場が町内にないからサッカー場として出ているがサッカー以外にも使用できますよ、ということだが、人工芝なので傷みが激しくならないように限定はしたほうがよいと思う。

会長 多目的広場にはソフトボール場としてのフェンスはないのか。

ス振係長 それはないです。

委員 簡単にいえば、サッカー場とソフトボール場と多目的広場の3つをグラウンド

ゴルフの県大会をしたいので使わせてください、ということはOKか。たとえば、笠山、楯山、笠山野球場の3つを使ったように。

ス振係長 それはこれからの整理課題になるが。

委員 観客呼んでどうの、ということは敷地からみて無理だ。モンテを呼ぶのも無理だ。サポーターも入れない。

会長 公式のJリーグの試合はJ2が固定席で1万、J1が1万5千ないと大会はできないので山形県では天童にあるNDスタジアムだけです。たとえば、子供たちを集めて、モンテが教室をするというようなことは当然できると思うが。なのであくまでも町民のための施設だと。

委員 もともとソフトボール場もサッカー場もなかったから、そういう意味合いから行けば、野球は笠山野球場があるし。

会長 今まで旧庄内の14市町村で屋外のサッカー場、ソフトボール場、野球場がないのが旧余目町だけだった。そういった面では立派な総合体育館はあるが屋外施設は非常に遅れていたというのが事実だったと思う。

委員 場所がないといったほうが早い。みんな田んぼだし、庄内支庁は絶対余目だと県でも言っていたのに、みんな反対だった。米が良かったころ。そういう町だからなかなかこういう施設は。

会長 今の町民グラウンド周辺にガス基地はあったがみんな田んぼだったのでスポーツ公園にどうだろう、という人は結構いた。

委員 そういうのを防ぐために3回も町長に同じ人を出して反対してきたわけだから。

会長 町民グラウンドのあとに、ここに総合体育館ができたが知らない人はここまで来るのが大変だ。それはそれとして、多目的広場は誰でもいつでも使えるようにして、他の2つはある程度制限があってもいいのではないか、という意見もありました。当然、ウォーキングスペースはいつでも誰でも、ということであるが。追加購入地は公園になるのか。

ス振係長 ここは緑地公園ということで考えています。

委員 段差はあるままにするのか。

委員 いや、平にしないとだめでしょう。

委員 その緑地を高くしてもらえればそこから観戦できる。

委員 簡単に言えば地主からここにスポーツ公園作るとこの土地が半端になるのでどうしてくれるのか、ということだと思う。だからしょうがないのだ。その脇はまた低くなって毒蛇だけれどもこの土地だけ中途半端な高さがあるのでどうしてくれるのか、ということなわけだ。

委員 それは我々が考えることでなくてこの土地をどう活かすかということを考えなければいけない。

委員 こういう会議は立派なことばかり言うよりも本当のことを話さなければ説明で

きない。立派なことばかり言うなら行政側もいるわけなので自分たちはいらぬ。

会 長 追加購入地もいっしょにやるのでしょうか。

ス振係長 基本設計には含まれていないが、実施設計の中で設計する。

委 員 一方通行にすれば駐車場に出来るのでないか。

会 長 下にほうの道路の幅は？

委 員 4メートルです。

会 長 軽自動車ならすれ違えるかもしれないが。スポーツ公園の管理については意見は出尽くしましたか。

ス振係長 総合体育館に我々職員がいるので管理人を置かなくとも良いという意見もありましたが、夜間と土日祝日は管理人一人で対応しているので、何かあったときにあっちもこっちにも対応できるか、というところに対応できないので夜間と土日祝日については皆さんの意見を聞きたい。

委 員 もう0.5人増やせばいい。

会 長 常時二人必要だろうが、二人いれば良いのはわかるが、はたして二人でどうなのか。

委 員 シルバー人材センターとか対応するしかないのではないか。平日の夜間はふたり必要か？

ス振係長 夜間はトレーニングルームの利用が随時きて混むし、定期利用団体からも電気付けて、とか備品準備して、とかいろいろある。電気つけに抜けている間にとトレーニングルームの利用者が来て待ってたりする。今でも大変である。

委 員 体育館を中心として今度は八幡スポーツ公園という一体のスポーツ公園になるわけなので拠点は総合体育館の事務室で管理というのは必要かなと思います。ハード的に言えば屋外スポーツ公園についてはフェンスを造るなりハードでしっかりと管理する、守るべきところは守っていく、というのが基本にあって、あとはソフト的には管理人の話だが、今は総合体育館と既存の屋内多目的運動場を一人で見ていたわけだが、そこに第二多目的運動場とこれだけ広いスポーツ公園が加わるわけなので管理人の人数の部分については町の財政当局に対してもそれなりの理由付けをして相談するような体制は取れるのではないかと思います。

会 長 ただ、今までの話し合いの流れから行くと、管理人3人体制になってしまう。第二屋内多目的運動場にもおく必要があるという話をしているわけで、スポーツ公園ができたなら今の総合体育館の管理人がスポーツ公園の管理まで出来ないということになると今までの議論の流れでは管理人を3人にしなさいという言い方になってしまうのではないか。

委 員 第二多目的運動場の管理人の捉え方が中途半端で置けるものなら置いたほうが良いという形なので。

ス振係長 前回の意見としてはスポーツ公園が出来るまでは第二多目的運動場にも置くが、

スポーツ公園ができたらどちらにも対応できるように常に定期的に見回ることができるように、という意見もあったと思います。

委員 5時以降の夜間は二人体制でなければ動きが取れない。

会長 交代要員も含めれば4人は必要になる。

委員 実働は同じだから4人でも5人でも変わらない。

社教課長 常時二人で管理するというスタンスなのでしょう。

委員 前は、第二多目的運動場が出来たときに管理人を置くのがベストだということになったわけだが、それを受けて事務局のほうで第二多目的運動場については当初は管理人をおかない予定だったので管理人室そのものがないわけで、その整理は事務局としてしたのか。

ス振係長 今日の会議でどのような話になるかもありましたし、意見として承っているが、まだ何も整理していないが、第二屋内については休憩コーナーが広いので、管理人室を今から作るということはできないわけなので、その一角にでもカウンターを置くなどして管理人が常駐できるようなコーナーを設けることは可能だろうと思っていた。

委員 将来的に二人体制で第二屋内もスポーツ公園も管理するというのであれば、それを想定して管理体制を考えておかなければならない。それを考えておかないと、第二屋内に常駐しているのだ、ということばかりになっていってしまう。将来的には常駐できなくなるのだから。

委員 二人体制を3人でやると3日に一回誰かが休みになる。今までは1日おきだが。

委員 第二屋内多目的運動場はウォーキングスペースがあるので開放するという基本があるが開放することで決まったのか。

会長 いや、この審議会ですらどうか検討を求められているだけで、前回の審議ではそのほうがベストではないか、という意見だったと思う。

委員 それに対して一人でウォーキングをしに来た人のために管理費をそこまでかけていいのかという話だと思う。

会長 費用対効果や人件費、経費の面で言えば問題もなくもない。問題もあるが管理人を置きなさいと審議会として言うのもおかしい話になるが。

委員 実際に仕事を二人でいっしょにいる分にはいいが、分散すると仕事がやりづらくなる。

委員 建物ももうひとつ増えるわけだから、今の管理人一人の状態では無理だ。最低一人は増やさないと。あっちいたりしているうちにこっちに誰かきたら管理体制にならない。常にあっち（第二屋内）に一人、こっち（総合体育館）に一人、ということにしないと。

会長 総合体育館を拠点にしながらも一人は総合体育館にはいなければならないだろう。

- 委員 一人が総合体育館にいるということは一人しかいなければ第二屋内には誰もいないということになる。建物の規模からしても今の管理人一人の状態では無理だ。全体の管理をできない。どっちにしても第二屋内多目的運動場にも一人置いて、スポーツ公園をぐるぐる回るような体制しか取れないのでは。
- 会長 実際、夜間に管理人一人だが、何かあって事務室を出て、事務室に誰もいなくなるという状況は好ましくないだろう。
- ス振係長 そうです。当然トイレも行くし、先ほど申しましたようにアリーナの定期利用では電気付けて、何を出して、とか必ずどこかには動く時間帯がある。
- 委員 管理人は料金の受け取りもしているから、分散するのは大変だと思う。
- 委員 建物これだけ増えて、今までのメンバーでやれというのはこれは無理。
- 委員 日中職員はいるが、日中職員が第二屋内多目的運動場にいるかという不合理だ。もちろん職員も管理上動かないといけないとは思いますが、職員の常駐は難しい。
- 会長 第二屋内に置くということになれば、職員がいようが管理人がいようが常時ということでは同じだ。
- 委員 第二多目的のほうに職員を一人置くという形になるだろう。
- 委員 いや、職員はむずかしいだろう。
- 委員 職員が頑張ればいいのだ。臨時もいるわけだから。
- 会長 職員が第二屋内にいるというのは不可能だ。第二屋内で仕事しろということになる。
- 委員 仕事しなくて良いということとは言えないから第二屋内に常駐は無理。
- 会長 常駐させないということになると施錠の問題がある。
- 委員 受付は総合体育館で鍵をもらえばよい。使用者は全部、総合体育館の事務室で受付してください、そこから鍵をもらうなり、トレーニングルームに行くなり、私だ第二にとかすれば、総合体育館事務室から動かなくて良い。
- 会長 そうすると一人のウォーキング者がどんどん来たときに鍵のやりとりが難しくなる。混乱が起きるのではないか。
- 委員 自分が見る限り、月から金まで総合体育館のアリーナを日中利用している人はほとんどいない。
- 会長 個人的に来る方はどれぐらいか。
- ス振係長 料金をはらってきちんと日中使わせてくれ、という人はほとんどいない。3時過ぎから子供たちが使わせてくれ、と来たり、トレーニングルームに来ながら、アリーナの中も周遊して歩くというような方はいる。
- 委員 実態調査をすれば良い。
- 会長 新しい第二屋内ができれば、それはまた違う。話が戻るようだが施錠も考えた方がよいのか。
- 委員 第二屋内多目的運動場にウォーキングを造ったこと自体が、アンケート調査の

中でウォーキングが一番多い、それでは冬に歩く場合の安全を考えたときにウォーキングコースを造ったらどうか、ということが最初の原点だった。ただ、いつでもきてオープンで出入りしてウォーキング目的で来る人はよいけどもそれ以外の誰でも入れるようなことにした場合、安全管理ができるか、ということが前回、自分も堀江委員も行ったように何かあってからでは町の責任管理をどうするか、という話がでた。私は施錠すべきだと思うし、電波か何かでドアの開け閉めはできないのか。

ス振係長 電波で開け閉めといっても先に入った人がいつ帰ったかとかわからない。

委 員 出入り口の部分でカメラがあれば出入りはわかる。

ス振係長 我々がモニターをずっと見ていなければならなくなる。

委 員 いちいち鍵をかけて、動物園の動物じゃあるまいし、自由に歩いて出れるようにすれば一番良い。

会 長 安全上の問題が出てくる。問題行動がないかとか、そういう懸念が前回堀江委員などから出された。

委 員 自動的にカードをさせばあくようにすれば良い。

会 長 カードをみんなにもたせなくてはならない。

委 員 時間制限とか対応策はあるのではないか。

委 員 勝手に入ってお年寄りが転んでいたとかは困る。

会 長 このことで1時間半近く話をしたが。管理体制のほかに利用料金についてはどうでしょうか。今ある体育施設でも例えばグラウンドゴルフ場でも利用料金は発生するが誰も収めたことはない。その辺の取扱い、徴収できないものを条例化していること自体おかしいと思うが。

委 員 お金をとるなら誰も利用しない。グラウンドゴルフは生涯スポーツだからそれからお金を徴収したらだめだ。

会 長 意識改革もしていかなければならないと思う。個人的なものは良いが占有してもらわない、ということはおかしい。そういう状況の中で、スポーツ公園ができたらどうしますか、という意見を求められている。

委 員 大会などはいいが、一般の人から徴収するのはどうか。

ス振係長 ひだまりについては社会体育施設ではないので、別に農村公園の規定があるが料金設定はない。笠山グラウンドゴルフ場はある。南野グラウンドなどもゲートボールでほとんど占有されていて利用料金設定はあるがもらっていない。

会 長 新しい施設ができたときにどうするのか、ということである。今は受益者負担ということで料金の発生は仕方のないことだと思う。

ス振係長 南野グラウンドとか扇松野グラウンドなど利用料 220 円の設定はあるが、管理人がいないわけですし、利用申し込みのあった大きな大会のときだけ徴収するか、ということでもいいのかということもあるし、昨日、笠山グラウンド野球場を町外

の団体が9月までの土日開いている日を全部抑えたい、という電話があった。町外は1ヶ月前からの申請としているので9月までは無理だが、笠山グラウンド野球場ぐらいはきちんと鍵を掛けて、利用申請があったときだけ使用させて料金を徴収するというようにしたほうが良いのでは、とも思う。

委員 町外はともかく町内者からは徴収しないほうが良い。何のために余目に住んでいるのか、ということになる。

会長 使用料年間夜間照明も含め400万ぐらいになる。

委員 額の設定は後にしても町民の方々に対する公共施設の利用の際の使用料の徴収は受益者負担といわれているが、町民の方々からは税金をお支払いいただいているが、個別の施設の利用にあたってはそれぞれ特別の理由で使用していることがあるので一定の使用料をいただくというのは筋だと思う。ただ、梅木委員が仰るようなことは町もきちんと考えているために全額減免とか8割減免がある。実際、公民館も額が一時間何百円とかあるが、8割減免なので一部屋で何十円とか少しいただくという形で還元しているところがあるので、まずは、その議論はクリアしたうえで次の段階に進んでいただいたほうが良いのではないかと、思う。

会長 基本的な考え方は長南委員の言うとおりでと思います。体協にしても自分たちが使ったものには、という考えが大多数だと思いますのでそのうえで立って料金体系をどうするかということをご意見をいただきたい。

委員 体育協会に入っても8割減免、一般の人も8割減免、では体協って何なのか。

会長 体協に入っても入ってなくても定期利用の場合は8割減免。体育教会についてはあとで体協の会議の中で話しましょう。ある程度、使う人が限定されている施設は当然必要。

委員 町で町民1スポーツと掲げておきながら、使おうとするとあなたはスポーツが好きなのだからお金を徴収というのもどうか。受益者負担もわかるが、ひだまりの草取りをしてきたのも受益者負担なのだ。

会長 実際は利用料金もらっていないながらも笠山野球場を定期的にならんと使いたいという町外団体がいる。笠山の利用料金は？

ス振係長 1時間 220円

委員 そういう町外団体は徴収したほうがよい。当たり前の話だ。だれが聞いたって。庄内町が安いから来るのだろう。

会長 場所がないからだと思う。

ス振係長 その団体がどういう理由で申し込んできたのかはわからない。

委員 その町に野球場がないからか。

会長 あっても使える場所がないからということだろう。料金の問題でなく、高くとも利用する場所ということで来るのだろう。料金の問題でないと思うので、スポ

ーツ公園についても料金の問題をどうしますか、ということで意見をいただきたい。現状は条例上あっても徴収していないということはあるわけですが。

ス振係長 4ページの資料を見ていただきたいが、グラウンドとしても庄内町が一番安い。その点からもスポーツ公園が出来たときに220円でいいか、逆にスポーツ公園だけ高くしてもいいですか、ということで意見をいただきたい。

委員 高くしたってよい。

委員 こういった資料もあるので検討したほうが良い。

会長 屋内でも議論になりましたが、他施設との比較で全体的な流れの中で再検討して料金設定すべきだと思う。徴収する、しないは運営上の問題となるのか、不公平のないようにするしかないと思う。実際、徴収できないという現実もある。トレーニングルームのように受付をして料金払ってというわけには行かない。違う施設なので。

委員 単独とか単独以外とかばかりで、この資料では町外とか町内というのが一切ない。

会長 ここのトレーニングルームと三川しかない。

委員 ほかの町のことは考えないで設定しているのではないか。野球場などどこにもあるだろう、という感覚なのではないか。県内1のサッカー場を造れば余目を利用したいというのは出てくる。町外、町内を分けたほうが良いと思う。こういうのを決めるときはスポ審でいいのか。議会か。

ス振係長 条例設置なので議会をとおします。議会には出来たものを提案する。

会長 出来るまでをこのスポ審で議論する。いろいろ意見がでたが整理をさせていただきたい。スポーツ公園ということで意見をいただいたところだが、全体的な管理体制、料金体制になると思うが、管理体制については、スポーツ公園も出来た場合は二人体制でなければだめなのではないか、ということです。第二屋内多目的運動場については前回の話し合いの中では常時開放する場合は管理人を置く、おかない場合はアリーナは施錠をして、ウォーキングスペースについては開放したほうが良いのでは、という意見がありました。今回の話し合いでは、管理人を置かない場合は施錠して利用者が来たら開放するという事なのかなと思います。料金体系については既存の多目的運動場とかけ離れた料金体系は無類だと思しますので、同等とするのが望ましいと思いますが、他の施設との比較をしながら料金の見直しも検討していく、なお、前回当日キャンセルの話もあったがキャンセル料の設定も実行する必要があるのではないかと、ということだったと思います。こういった皆様からいただいた意見をとりまとめをして、教育委員会のほうへ意見として提出したい、と考えます。なお、取りまとめにつきましては私と副会長の横山委員に御一任いただければと思いますがいかがでしょうか。

～異議なし～

会長 それでは審議会の話し合いの内容をまとめて、今月中には教育委員会のほうに提出をしたいと思います。その方向でよろしいでしょうか。

～異議なし～

会長 なお、皆さんから提出する前に意見書を皆様に配布しますので御異議のある場合は期日を設定して皆様にご報告しますのでその期日までご意見をいただければと思います。以上のような取りまとめで宜しいでしょうか。

～異議なし～

会長 有難うございます。それでは協議、八幡スポーツ公園の管理体制についてはこれで打ち切りとさせていただきます。資料にありますスポーツ公園の大会の利用調整、休館日、日曜日の一般開放という検討課題がありますが、これについては、まだ時間がありますし、今日の会議も4時を過ぎましたので次の審議会の中で検討させていただきたいと思います。

社教課長 それでは今日は遅くまでありがとうございました。2回にわたりまして、八幡スポーツ公園の管理体制ということで協議いただいたわけですが、いろいろな意見がありましたけれども報告という形で会長副会長のほうからまとめていただくということですのでよろしく御願いたいと思います。今日は本当に忙しいところ有難うございました。

(16:10 終了)